

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年4月30日(木) 午前9時30分から午前9時56分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席 16名、欠席 3名)】</p> <p>出席委員：1番藤田一義委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席：2番片山敏隆委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	19番 委員
	1番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのについて
令和元年度No.68～No.70 3件
令和2年度No.1～No.9 9件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.1～No.3 3件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.1～No.7 7件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3001～No.3005 5件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5001 1件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.1～No.36 36件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.1～No.3 3件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山委員、11番福田委員、16番川合委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、19番樋口委員、1番藤田委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p style="text-align: center;"><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 68番能生谷地区の件ですが、柵口地内の1筆347㎡について、原野になっております。 69番糸魚川地区の件ですが、南寺町3丁目地内の2筆243㎡について、宅地になっております。 70番糸魚川地区の件ですが、南寺町3丁目地内の3筆146㎡について</p>

	<p>て、道路になっております。</p> <p>1 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,868㎡について、山林になっております。</p> <p>2 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆232㎡について、山林になっております。</p> <p>3 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆0.93㎡について、山林になっております。</p> <p>4 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆31㎡について、山林になっております。</p> <p>5 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆6.92㎡について、山林になっております。</p> <p>6 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆99㎡について、山林になっております。</p> <p>7 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆49㎡について、山林になっております。</p> <p>8 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆377㎡について、山林になっております。</p> <p>9 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆485㎡について、宅地になっております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>1 番浦本地区の件ですが、間脇、中浜地内の15筆1,857.21㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>2 番下早川地区の件ですが、上覚地内の18筆5,156㎡について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>3 番根知地区の件ですが、上野地内の9筆5,196㎡について、高齢</p>

議長	<p>のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。 1番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の2筆781㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 2番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆383㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 3番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の12筆5,329㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 4番能生谷地区の件ですが、柵口地内の5筆6,576㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 5番能生谷地区の件ですが、須川地内の3筆208㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は自作するものです。 6番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆1,283㎡について、売買するため解約し、その後は売買するものです。 7番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆1,283㎡について、売買するため解約し、その後は売買するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p>

続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。

日程第3＝付議事項

<議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。

説明いたします。7頁をご覧ください。

3001 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆311㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道両塚線近くの場所になります。譲渡人は、申請地の耕作が困難となったため、現在申請地を耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3002 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆620㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道東中学裏線沿いになります。譲受人は、現在貸借し耕作中の申請地を譲り受けたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大和川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3003 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆657㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道小坂線沿いになります。譲渡人は、県外に在住しており耕作が困難な

議長

伊藤主査

ため、申請地の隣地で耕作をしている譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大野地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3004番今井地区の件ですが、岩木地内の1筆218㎡について、贈与による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道岩木頭山線沿いになります。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、譲受人と協議の上、申請地を譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、今井地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3005番能生谷地区の件ですが、須川地内の1筆623㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、農免農道須川下倉線近くの場所になります。譲受人は、耕作地と隣接する申請地を譲り受け、経営の効率化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

議長

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

〔地区委員より「異議なし」の声あり〕

議長

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ

	<p>るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。8頁をご覧ください。 5001番上早川地区の件ですが、大平地内の4筆2,598㎡について、資材置場及び土砂仮置場のための、7か月間の賃借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、前川と市道寒谷線に挟まれた場所になります。申請人は、災害復旧工事用の資材置場及び土砂仮置場として一時利用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c（農用地区域内の一時転用である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、36件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p>〔原委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。 8番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆966㎡について、更新するものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>

議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔原委員入室〕</p>
議長	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。9頁をご覧ください。</p>
伊藤主査	<p>1 番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆1,680㎡について、更 新するものです。 2 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆781㎡について、更新 するものです。 3 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆959㎡について、更新 するものです。 4 番下早川地区の件ですが、谷根地内の6筆4,866㎡について、借 り受けて規模拡大を図るものです。 5 番下早川地区の件ですが、西塚地内の3筆2,372㎡について、更 新するものです。 6 番下早川地区の件ですが、西塚地内の5筆3,736㎡について、更 新するものです。 7 番上早川地区の件ですが、土塩地内の5筆4,629㎡について、借 り受けて規模拡大を図るものです。 9 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆1,119㎡について、更新 するものです。 10 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆1,672㎡について、更新 するものです。 11 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆918㎡について、更新す るものです。 12 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆2,530㎡について、更新 するものです。 13 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆507㎡について、更新す るものです。</p>

14 番西海地区の件ですが、水保地内の2筆2,103㎡について、更新するものです。

15 番根知地区の件ですが、山寺地内の2筆1,312㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

16 番根知地区の件ですが、山寺地内の1筆1,317㎡について、更新するものです。

17 番磯部地区の件ですが、徳合地内の9筆2,203㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

18 番磯部地区の件ですが、徳合地内の9筆1,637㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

19 番能生、能生谷地区の件ですが、能生、桂、小見地内の8筆8,918㎡について、更新するものです。

20 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の5筆3,303㎡について、更新するものです。

21 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の4筆2,294㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

22 番能生谷地区の件ですが、大平寺地内の5筆2,932㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

23 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の1筆383㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

24 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の3筆6,761㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

25 番能生谷地区の件ですが、楨地内の2筆389㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

26 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の6筆1,218㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

27 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の8筆9,625㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

28 番能生谷地区の件ですが、柵口地内の7筆1,760㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

29 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の2筆5,731㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

30 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の1筆473㎡について、借り

	<p>受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>31 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の5筆2,433㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>32 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の5筆2,243㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>33 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆2,866㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>34 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆5,908㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>35 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆2,987㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>36 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆3,253㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p>
伊藤主査	<p>議第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。18頁をご覧ください。</p>
	<p>1 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆5,097㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>2 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆5,908㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>3 番能生谷地区の件ですが、小見、藤後地内の3筆6,240㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 [地区委員より「異議なし」の声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5/29(金) 午前9:30～ 201・202 会議室
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>